

法律第四号（令五・三・三一）

◎議院法制局法の一部を改正する法律

議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「法制企画調整部」の下に「及び法案審査部」を加える。

附 則

この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）